

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

【指摘】

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 1 びわ湖ホールについて (3) 自主事業について	<p>(3) 効率性の追求(指摘1)</p> <p>オペラ等を「自主制作」していくのがびわ湖ホール開設以来の大きな特徴であり、そのための専門スタッフも配置している。県の財政事情と今後の大規模修繕を考慮しあり方を考えるとき、従前の延長線上での取り組みでは大きな収支改善は期待できない。びわ湖ホールは県の舞台芸術の振興に重要な役割を担っているが、①県民や子供たちが舞台芸術に触れる機会の提供（ソフト面）と②びわ湖ホールの建物（会館）の効果的・効率的な利用（ハード面）を、今まで以上に切り離して事業を進めていく必要があると考える。舞台鑑賞する県民にとっては、自主制作も買取公演も貸館公演も区別はない。建物を有効活用するために、長期にわたり練習のためホールを使用する自主制作から買取公演や貸館公演にシフトすることも検討すべきである。特に4面舞台がオペラに活用されるのが年2回程度しかなく、その状況も踏まえた検討が必要である。びわ湖ホールは声楽アンサンブルを核として、今後も県全体の文化振興に積極的に取り組むことは当然のこと、ホールは効率性（費用対効果）も十分に考慮し、自主制作のための使用等は極力避けることなども検討すべきである。</p>	<p>びわ湖ホールにおいては、総合的な舞台芸術であるオペラ等を自主制作することにより、声楽アンサンブルは力量を高めることができ、専門スタッフは企画制作の経験を積み重ね、舞台演出技術を磨いていくことができます。自主制作は、今後もびわ湖ホールが、県民に舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、滋賀県の文化芸術の象徴として、県内外にその存在感を示していくために不可欠な取組だと考えております。</p> <p>他方、ホール全体の効率性も高めていくことも重要でありますことから、今後は、自主制作準備のための使用等については必要最低限として貸館公演を増やすとともに、買取公演も活用しながら事業展開するなど、効率性も十分考慮し運営するよう（公財）びわ湖ホールに求めてまいりたいと考えております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
I 施設のあり方に ついて 1 びわ湖ホール について (6) ロームシアター京都開館の影 響について	<p>(6) ロームシアター京都の影響をより慎重に 検討すべき(指摘2)</p> <p>ロームシアター京都が、京都市に平成28年1月に開館し、オペラ・クラシック音楽などが公演される。びわ湖ホールにおいては、オペラについては自主制作の実績等で優位性があるものの、貸館事業となると優位性に乏しい。そのため、貸館事業についてはロームシアター京都開館の影響を慎重に検討すべきである。</p> <p>また、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例施行規則において、貸館申込が、中ホールおよび小ホールを会議、研修、練習等の目的で使用する場合においては「使用しようする日の6月前の日の属する月の初日から2月前まで」とあるが、これを機に、利用者の利便性向上を図るために大ホールと同様に「使用しようする日の1年前の日の属する月の初日の翌日から2月前まで」とすべきである。</p>	<p>びわ湖ホールは、国内外から高い評価を受ける自主事業の取組や機動的な舞台転換を可能にする4面舞台、琵琶湖に面した優れたロケーションなど、ロームシアター京都にはない強みを持っています。（公財）びわ湖ホールにおいて、これらを大いにアピールし、企業や大学の行催事での利用など、幅広く新規利用者の獲得に努力してまいります。</p> <p>また県では、中ホールおよび小ホールを多目的に使用する場合の利用申込期間の前倒しについて、県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するというびわ湖ホールの設置目的に配慮しつつ、改善に向けて検討します。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
II 収支の状況について 2 文化産業交流会館について (2) 滋賀文化元気室について	<p>(23) 元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料の再検討(指摘6)</p> <p>元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料について再検討すべきである。理由は以下のとおりである。</p> <p>①文化産業交流会館と元気室の機能の違いが分かりにくく、また元気室の機能を効率的・効果的に実現する方法として、元気室を別個に設置する方法以外にないとは言えない。</p> <p>②創造館が草津市に移管され、それに伴う「鑑賞事業」などが実施されないにもかかわらず、県からの指定管理料は前年度とほぼ変わらない状況である。創造館の機能を引き継いだ文化産業交流会館(元気室を含む)の指定管理料については、平成28年度からの指定管理に際し見直しが行われているとのことであるが、今後、びわ湖ホールとの2館一括管理を行う中で、効率性と効果を追求し、事業と指定管理料の適切な水準について検討していく必要がある。</p>	<p>元気室は、(公財)文化振興事業団がこれまで蓄積してきたノウハウを活かし、市町ホールとの協働連携事業をはじめ、アウトリーチ活動や人材育成などを行ってきております。</p> <p>これらは全県域に文化芸術の裾野を広げる重要な取組であり、平成28年度からは、びわ湖ホールとの2館一括管理を行う中で両館の強みも生かしながら事業展開を図っているところです。</p> <p>さらに平成29年度以降は、(公財)びわ湖ホールと(公財)文化振興事業団が統合することで、組織としての機能を強化し、より効率的かつ効果的な事業展開と指定管理料の適切な水準について検討してまいりたいと考えております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
III 指定管理の状況について 1 びわ湖ホールについて (1) 法令等で認められる時間を超過した残業時間と多額の残業代が発生している	<p>(30) 労働基準法違反について(指摘10)</p> <p>今回の36協定違反はすなわち労働基準法違反に他ならない。滋賀県の全額出資法人が3年以上にわたり法令違反を続けていることをどのように考えればよいのであろうか。この背景には人手不足があり、滋賀県も職員の定数管理に一定の関与をしている以上、状況の改善に配慮すべき立場にあるのではないか。いずれにしても、法令違反については直ちに改善されなければならない。</p>	<p>(公財) びわ湖ホールでは、(公財) 文化振興事業団との統合も控え職員の増員には慎重に対応してきたところです。その上で、現人員の枠内でこれまで時間外勤務の多い職員へのヒアリングやグループでの話し合いを行うなどの時間外勤務対策を行ってきておりますが、効果的な削減にはつながりませんでした。</p> <p>このため、県としては、(公財) びわ湖ホールに、適正な人員配置や業務全般について見直し、抜本的かつ具体的な時間外勤務時間の削減対策を講じるよう求めてまいります。</p> <p>また、その削減状況を把握するため、今後、毎月時間外勤務状況などの報告を求め、(公財) びわ湖ホールにおいて効率的な業務運営がなされているか定期的に確認し、必要に応じて指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
V 契約事務の状況について 3 びわ湖ホールについて	(34) 契約複数業務に対する契約方法の選択について（指摘13） 一つの契約において、①汎用品のPCの機器調達業務と②その調達機器に対する特殊な納入調整業務といった2つの分離発注が可能と考えられる業務が混在する場合には、契約を分割して、それぞれの業務について最適と考えられる契約方法が採用されるよう、十分に取引の業務内容が検討されなければならない。 より競争性が高まるように、契約に付す業務内容を十分検討することが必要である。	ご指摘のあった契約はびわ湖ホールが独自に構築した舞台音響用システムに関するもので、故障等、早急な対応が必要となった場合のメンテナンスを考慮し一括発注したものです。今後とも業務内容を十分に考慮し、競争性を確保して契約するよう（公財）びわ湖ホールに求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に對する基本的な考え方等
V 契約事務の状況について 3 びわ湖ホールについて	<p>(35) びわ湖ホールの契約事務の定めについて (指摘14)</p> <p>びわ湖ホールは、契約方法について他の施設の指定管理者と同様に指名競争入札を原則として実施しているが、自身の会計規程においては、「契約は滋賀県財務規則等の規定に準じて行うものとする。」との定めるだけであり、これでは一般競争入札が原則となる。指名競争入札を原則とするなら他の指定管理者が規程に定めているように、自身のびわ湖ホール財務規程にその旨を規定すべきである。どこにも定めがない以上、規程上の不備と言わざるを得ない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、(公財)びわ湖ホールにおいて、現状に合わせ指名競争入札が原則となるよう必要な改正を行ったところです。</p> <p>一方、一般競争入札制度には、指定管理者による業者名簿の作成や管理、入札執行システムの運用など課題があるものの、より多くの業者からの応札が可能となることから、実施の可能性について検討するよう、(公財)びわ湖ホールに求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
V 契約事務の状況について 3 びわ湖ホールについて	(36) びわ湖ホールと文化産業交流会館の契約方法の原則について(指摘15) びわ湖ホールや文化産業交流会館は図書館と同等以上の大規模な県有施設であるにも拘らず、指定管理者が一般競争入札を単独で行うことの技術的困難性を理由に、指名競争入札により契約を実施している。しかし、指定管理者が実施する契約手続についても、金額が重要と考えられる契約については、劇場の特殊性による制約には配慮しつつも、競争性が確保されるとしている一般競争入札の実施の可能性について検討されるべきべきである。	指名競争入札の実施にあたっては、指定管理者は概ね10社以上の業者を指名し、競争性を確保するよう努めているところです。 一方、一般競争入札制度には、指定管理者による業者名簿の作成や管理、入札執行システムの運用など課題があるものの、より多くの業者からの応札が可能となることから、実施の可能性について検討するよう、指定管理者に求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に對する基本的な考え方等
V 契約事務の状況について 3 びわ湖ホールについて 管理物件に対する1件100万円以上の修繕および備品の購入の契約事務について	<p>(37) 100万円以上の修繕および備品購入の契約事務について(指摘16)</p> <p>管理物件に対する1件100万円以上の修繕や備品の購入は、基本協定によれば本来県が実施すべきものであるが、びわ湖ホールと文化産業交流会館の両施設においては指定管理者の負担と責任において実施されているもの相当数あり、びわ湖ホールでは毎年以下の件数・金額が指定管理者の負担で実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度 9件 契約金額29,729,250円 ・平成25年度 9件 契約金額24,480,554円 ・平成26年度 6件 契約金額23,069,884円 <p>基本協定に明記がない以上、県が本来負担すべき修繕費などが指定管理者の負担として実施されていることから、県の財政報告における経費計上額が過少に計上されることになる。各施設の運営上、やむを得ず1件100万円以上の修繕等の対応が必要な場合の処理については、協定上の解釈について相違が生じないよう、その処理方法を基本協定に明示し、基本協定を遵守した適切な契約事務として実施すべきである。</p>	ご指摘を踏まえ、必要な改正を行ったところです。今後、基本協定に沿って適正に運用してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (1) 施設の利用状況 ①自主事業と買取事業の採算	(42) 自主事業における設備使用日数の削減について(指摘20) 滋賀県の財政的な負担を減らすべく、自主事業の開催に関し、準備を含めホールの使用日数が多いびわ湖ホールで企画する自主制作公演を減らし、ホールの使用日数の短い買取公演の増加の検討のほか、効率的な施設・設備利用を通じて、貸館日数を増やし、収益力向上を目指す必要がある。	びわ湖ホールにおいては、総合的な舞台芸術であるオペラ等を自主制作することにより、声楽アンサンブルは力量を高めることができ、専門スタッフは企画制作の経験を積み重ね、舞台演出技術を磨いていくことができます。自主制作は、今後もびわ湖ホールが、県民に舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、滋賀県の文化芸術の象徴として、県内外にその存在感を示していくために不可欠な取組だと考えております。 他方、ホール全体の効率性も高めていくことも重要でありますことから、今後は、自主制作準備のための使用等については必要最低限として貸館公演を増やすとともに、買取公演も活用しながら事業展開するなど、効率性も十分考慮し運営するよう（公財）びわ湖ホールに求めてまいりたいと考えております。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI 固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (2) 駐車場の利用状況 ①料金体系の変更	(44) びわ湖ホールの駐車場の利用促進の検討について(指摘21) びわ湖ホールの財源確保のため、安全管理上の施設整備に要する費用の算定や隣接するピアザ 淡海駐車場管理者との協議を進めることにより、びわ湖ホールが申請している駐車場の料金改定及び利用時間の拡大を検討していく必要がある。	利用者の利便性を高め、料金収入の増大を図る観点から、料金改定および利用時間の拡大について検討します。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (2) 駐車場の利用状況 ②管理指標としての稼働率	(45)駐車場管理のための指標について (指摘22) 駐車場の利用の状況を把握する指標として、台数だけでなく稼働率という指標も加えるべきである。	平成28年3月に策定した（公財）びわ湖ホール第3期中期経営計画において、年間稼働率（総利用台数/年間駐車可能台数）を指標として取り入れたところです。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
VI固定資産管理の状況 3 文化産業交流会館について (4) 目的外利用の状況	<p>(50) びわこ文化センターの運営管理について (指摘24)</p> <p>滋賀県はびわこ文化センターについて、①文化産業交流会館の目的に合致した地域の文化産業に貢献する事業が実施されているか②滋賀県の使用料減免基準を満たしているかを確認する必要がある。現状は年1回40分程度開催される運営委員会の委員に県から1名就任しているに過ぎない。運営委員会は半数が中日新聞社関係者で占められていることや27年以上同じ運営形態で事業を継続していること等より、県は運営委員会以外に、事業内容の確認手段や方法等を検討する必要がある。</p>	<p>びわこ文化センターは、県、（公財）文化振興事業団、中日新聞の3者で構成された運営委員会により運営し、文化産業交流会館を拠点にさまざまな文化活動講座を開催するなど、これまでから県民文化の向上に貢献しており、使用料減免基準を満たしているものと考えています。</p> <p>今後、同センターの事業計画や実績報告について定期的に把握し、文化産業交流会館の目的に沿った事業を一層推進するよう働きかけてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
VIIその他 2 出資法人の賞与引当金の計上について	(71)賞与引当金の計上について(指摘33) 公益法人会計基準の実務指針では、賞与引当金の計上を求めていることから、(公財)びわ湖ホールおよび(公財)文化振興事業団は、賞与引当金を計上することが必要である。	各財団において、賞与引当金を計上してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

【意見】

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 1 びわ湖ホールについて (1) 中長期収支計画について	<p>(1)予算実績管理および目標実績管理について(意見1)</p> <p>びわ湖ホール建設時において、収支に関して十分な検討が行われたことを示す資料が保存されておらず、当時十分な検討が行われたと認められる状況はない。なお、現在では予算管理・目標管理が行われているが、数値が達成されたときにどのような効果があるのかを示すことを検討すべきと考える。</p> <p>また、長期的視野で考えた時に、ホールの子事業が文化振興に大きな役割を果たすものと考える。小学生を積極的に招待し、「びわ湖フローティングスクール」のように、一定年度に達した際には必ず体験させる制度を整えることが県民にも有益と思われる。</p>	<p>びわ湖ホールの予算管理や組織目標の達成状況、事業効果については、第3期中期計画の進行管理において、県民の皆さんにわかりやすくお示しできるよう努めてまいります。</p> <p>また、ホールの子事業は、県内の全ての小学生が6年間に1回以上鑑賞できることを目指しており、必要な予算の確保とともに、参加者の拡大に努めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 1 びわ湖ホールについて (2) 今後の長期修繕計画について	<p>(2) 大規模修繕による長期休館への対策について(意見2)</p> <p>びわ湖ホールでは、建設後20年目（平成30年）を目途に大規模修繕が必要な状況にあり、その際に長期休館が避けられないと予想している。文化振興のためには、休館となった場合にも当然何らかの形で公演を継続する必要があり、鑑賞機会の確保について、対策を講じる必要がある。</p>	<p>びわ湖ホールが休館することとなった場合は、もう一つの拠点施設である文化産業交流会館のほか、市町ホールなどと連携することにより、県民の鑑賞機会を確保してまいりたいと考えております。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 1 びわ湖ホールについて (4) 声楽アンサンブルについて	(4)声楽アンサンブルの公演料について (意見3) 声楽アンサンブルの公演料が一公演あたり80万円と、公演料が低く設定されてしまっている。実際の公演料は、諸事情により低くせざるを得ない場合もあるが、極力高い公演料を設定し、収入を増やす努力、また、声楽アンサンブルの技術・練習時間・準備等に報いる努力をすべきである。	声楽アンサンブルの公演料は、平成26年度に一公演50万円から80万円に引き上げたところです。今後も、さらなる実績の積み上げと知名度の向上を図る中で、適正な公演料に設定するよう(公財)びわ湖ホールに対し求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 1 びわ湖ホールについて (5) ネーミングライツについて	<p>(5)館全体でのネーミングライツの募集について(意見4)</p> <p>びわ湖ホールは、大ホール・中ホール・小ホールそれぞれで募集しているが、ホールごとのネーミングライツでは広告媒体として魅力が小さく、ロケーションなど総合的な価値でネーミングライツを募集した方が、応募する側にとって魅力は大きいと考える。そのため、びわ湖ホール全体でのネーミングライツを募集することも検討すべきと考える。</p>	<p>開館から18年を迎えた「びわ湖ホール」という名称は、国内外に一定周知されており、ホール全体のネーミングライツ募集については、慎重な検討が必要と考えています。当面は、県として、ホール毎のネーミングライツの募集を行うとともに、(公財)びわ湖ホールにおいては、特別会員制度やオフィシャルスポンサー制度の取組を一層強化し、収入の確保に努めていきたいと考えています。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 2 文化産業交流会館について	(7)機能のあり方について(意見5) 現在の（公財）びわ湖ホールと（公財）文化振興事業団の文化芸術部門の統合を踏まえ、文化産業交流会館においても、本格的でなくとも簡易的なオペラやクラシックコンサート等ができるような取組みを進めるべきである。 また、大規模修繕を控えたびわ湖ホールの状況を考えると、文化産業交流会館がびわ湖ホールの機能をある程度代替できる必要がある。	文化産業交流会館においては、今回の統合を機に、文化振興の拠点施設として、びわ湖ホールの企画制作能力等を活かしながら、より一層多様な舞台芸術に親しむ機会を提供できるよう検討してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
II 収支の状況について 1 びわ湖ホールについて (1) 収支の状況について	<p>(18) びわ湖ホールの公益目的事業の収支の改善(意見13)</p> <p>びわ湖ホールの公益目的事業は直近3事業年度(平成24年度から平成26年度まで)において毎期大きな支出超過を計上している。びわ湖ホール運営の基本的な考え方は舞台芸術の振興であり、商業ベースに流されないということは理解できるが、上記の結果は舞台芸術振興のための指定管理料や国等からの補助金を收受したうえでのものである。公益目的事業における支出超過を少しでも改善する必要がある。そのためには入場料等の収入を増やすとともに徹底した支出の管理と削減が求められる。</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に規定する収支相償の要件を満たし、かつ、経営の健全性を確保するために、公益目的事業の支出超過と収益事業の収入超過のバランスを考え、(公財)びわ湖ホール全体で収支均衡を達成できるよう運営しております。</p> <p>(公財)びわ湖ホールにおける経営の合理化・効率化による支出削減や貸館提供日や駐車場の利用時間の拡大等による収入増のほか、補助金・助成金・寄付金の獲得や友の会の拡大による収入の確保などにより、引き続き経営の改善に努めるよう求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に對する基本的な考え方等
II 収支の状況について 1 びわ湖ホールについて (2) 自主事業の状況について	<p>(19) びわ湖ホールの自主制作公演の収益率の改善等(意見14)</p> <p>びわ湖ホールの自主事業のうち自主制作公演の入場料収入収益率が27%、補助金等収入と合わせた収益率でも56%とかなり低い水準である。公益目的事業の赤字の大きな原因であると考えられる。入場者をもっと増やす、入場料を上げる、など入場料収入増加のあらゆる施策を講ずる必要がある。また自主制作公演にかかる施設利用日数は、稽古等の日数を合わせると1公演当たり7.9日と多い。その間のコストが発生しているとともに、他の貸館公演などができる機会損失も発生している。可能な限り稽古等にかかる施設の利用を控えるべきである。</p>	<p>有料公演入場率の向上や入場者数の増に向け、友の会会員の拡大や広報営業の強化などに努めるとともに、入場料金の設定についても、京阪神の類似施設の状況を踏まえて検討し、収益率を改善するよう(公財)びわ湖ホールに対して求めてまいります。</p> <p>また、自主制作については、稽古等での効率的な利用に努め、貸館利用に提供できる日を増やすよう引き続き取り組むよう求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
Ⅱ 収支の状況について 1 びわ湖ホールについて (3) 声楽アンサンブルの状況について	(20) 声楽アンサンブルの収益力のアップ (意見15) 声楽アンサンブルは活動するためのコストを十分に補うだけの収益を獲得していない。声楽アンサンブルは、実力にさらなる磨きをかけるとともに、あらゆる施策を講じて知名度のアップを図るべきである。そして、公演日数を増やし、公演の入場者および入場料（単価）を増加させる必要がある。収支をバランスさせることを目標に設定すればいいと考える。	声楽アンサンブルはびわ湖ホールだけでなく首都圏での定期公演や、各種イベントへの出演を通じ、知名度向上に努めるとともに、可能な限り公演数を増やすなど、収益力の強化に取り組むよう、(公財)びわ湖ホールに対し求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
II 収支の状況について 2 文化産業交流会館について (1) 文化産業交流会館の収支の状況について	(21) 文化産業交流会館の公益目的事業の収支の改善(意見16) 文化産業交流会館の公益目的事業は相応の指定管理料や補助金等を收受しているのにもかかわらず収支差額は大幅な支出超過となっている。公益目的事業は、より収入を確保できるような事業を展開するか、支出(経費)を削減し効率的に事業を運営しなければならない。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に規定する収支相償の要件を満たし、かつ、経営の健全性を確保するために、公益目的事業の支出超過と収益事業の収入超過のバランスを考え、(公財)びわ湖ホール全体で収支均衡を達成できるよう運営しております。 経営の合理化・効率化による支出削減や、自主事業入場率の向上、補助金・助成金・寄付金の獲得等による収入の確保などにより、引き続き経営の改善に努めるよう(公財)文化振興事業団に求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
II 収支の状況について 2 文化産業交流会館について (1) 文化産業交流会館の収支の状況について	<p>(22) 文化産業交流会館の会館事業の入場料収入の増加(意見17)</p> <p>文化産業交流会館の会館事業を事業ごとに分析してみると、入場者の見込よりも実際の入場者が少ない事業が多いにもかかわらず全体の事業収入は支出を超過している。これは経費の節減による効果もあるが、予算積算時の精査不足とも受け取れる。</p> <p>また、事業全体の収支から入場料収入率を計算すると支出の38%（支出には入場料や参加料が無料の事業および情報提供等の事業費を含む）とかなり低い水準にあることが分かる。その結果、指定管理料収入や国および民間等の補助金に頼らざるを得ない状況になっている。入場料収入率を上昇させるためには、当該料率が高く金額的にもボリュームがある「イベントホール」での「鑑賞事業」を、より多く実施することが効果的であると考える。</p>	<p>文化芸術に係る人材育成や普及啓発事業の推進のほか、産業振興支援事業とのバランスを考慮しつつ、イベントホールでの公演など高い収入が見込める鑑賞事業を積極的に実施し、県北部の文化振興の拠点施設としての役割を果たすよう（公財）文化振興事業団に求めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
III 指定管理の状況について 1 びわ湖ホールについて (2) ひとつの法人としての自主性・自律性の尊重について	<p>(31) (公財) びわ湖ホールの自律性を尊重した経営に転換するべき(意見21)</p> <p>びわ湖ホールでは、深刻な残業時間・残業代問題が発生している。これに対して、業務の見直しと人員増強という2つの観点から対応が必要と考えられるが、人員増強については滋賀県から(公財) びわ湖ホールの慎重な対応を求められている。(公財) びわ湖ホールの経営に対する滋賀県の責任感については理解できるが、(公財) びわ湖ホールは自律したひとつの法人であり、適切に経営するだけのマネジメント・ガバナンス機能も有している。現状のあり方は、自律した法人でありながら人事管理に関する県の関与があるが、(公財) びわ湖ホールの経営の自由度を高めて、その効果を求めるべきである。また、指定管理者制度を採用している以上、公募によることについても検討願いたい。</p>	<p>(公財) びわ湖ホールは、県の全額出資団体であることに加え、びわ湖ホールの運営は県が支出する指定管理料で賄われていることから、人員増には慎重に対応していかたいと考えていますが、同時にびわ湖ホールの運営には高い専門性を有する職員の配置等が不可欠であり、円滑な運営のための人員配置には県として適切に対応していかないと考えます。</p> <p>また、指定管理者の選定にあたっては、継続的な人材育成・ノウハウの蓄積とともに、拠点文化施設として高い公共性と行政施策の一体性が求められることを理由に非公募としているところです。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
V 契約事務の状況について 3 びわ湖ホールについて 県が実施する施設整備事業の契約事務について	(38) 県が実施する施設整備事業の契約事務について(意見22) 施設の大規模修繕などの施設整備事業は、県の負担と責任において実施することになっており、本来は県が契約事務を実施することになるが、施工時に来場者をはじめ、多方面での調整が必要な工事は、県から「施工管理の調整を含めた工事の実施は他に代替しうる者なし」との理由で指定管理者へ随意契約により委託され、指定管理者が契約事務を行っている。しかし、指定管理者が委託を受けた工事のうち、指名競争入札を採用して競争入札を実施しているものが相当数ある。指定管理者において競争入札を実施できる業務については、県が一般競争入札を行うことも十分可能であると考える。工事場所、工期、調整項目など現場での対応内容を確認し、工事内容に応じたより適切な契約方法を選択する必要がある。	開館しながら行なわねばならない施設改修は、公演のほか各種業務との調整が必要となることから、必要に応じて指定管理者に委託しているところです。現在、県で施工している屋根、防水、外壁工事のように、施工場所や作業期間が限定的で、ホールの運営に大きな影響を及ぼさないなどの場合にあっては、県施工とするなど適切に執行してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI 固定資産管理の状況 2 びわ湖ホールについて (1) 施設の利用状況 (2) 声楽アンサンブルのホールの使用状況	(43) 声楽アンサンブルのリハーサル室の使用回数の見直し(意見23) 声楽アンサンブルのリハーサル室を含む施設利用は、収入の減少につながるため使用回数を見直す必要がある。	声楽アンサンブルが活動するためには、相応の稽古場所、時間が必要となります。リハーサル室等の利用については(公財)びわ湖ホールにおいて、適正な使用となるよう求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
VI 固定資産管理の状況 3 文化産業交流会館について (1) イベントホールの稼働率	(47) イベントホールの利用促進について (意見24) 文化産業交流会館は、平成28年4月より（公財）文化振興事業団と（公財）びわ湖ホールが共同運営し、平成29年4月から両法人は統合され、同会館を運営するため、びわ湖ホールのノウハウを含め、集客できる「鑑賞事業」を増やすことにより、集客増加とともにイベントホールの利用促進につなげて行く必要がある。	文化芸術に係る人材育成や普及啓発事業の推進のほか、産業振興支援事業とのバランスを考慮しつつ、イベントホールでの公演など高い収入が見込める鑑賞事業を積極的に実施し、県北部の文化振興の拠点施設としての役割を果たすよう（公財）文化振興事業団に求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI 固定資産管理の状況 3 文化産業交流会館について (2) 第3会議室から第5会議室の稼働率	(48)会議室3から5の利用促進にむけて (意見25) 稼働率が低い会議室3から5の稼働率向上に向けて、料金改定や効果的な広報をするとともに、びわこ文化センターやレイカディア大学などの入居団体にも活用方法を相談し、併せて会議室として利用しやすい環境を整えることにより、利用促進につなげていく必要がある。	利用者のニーズにあわせた料金設定や使用形態を検討し、入居団体との連携や積極的な広報により、会議室の利用促進を図るよう（公財）文化振興事業団に求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI 固定資産管理の状況 3 文化産業交流会館について (3) 米原SOHOビジネスオフィスの利用状況	(49) 米原SOHOビジネスオフィスについて (意見26) 米原SOHOビジネスオフィスの稼働率が年々減少しているため、地域産業のニーズの把握に努めるとともに入居率が低い原因を分析し、改善策と行動計画を立案して実施していくようなPDCAサイクルを早急に実施する必要がある。入居率が改善されない場合は、文化産業交流会館の当該フロアは県東北部の産業振興の別の拠点として活用する方が効果的・効率的に運営できると考える。	米原SOHOビジネスオフィスは、県東北部における産業振興の拠点施設として、定期的に地元自治体や商工会等の関係機関との情報共有、連携を図りながら、運営に取り組んでまいりました。 今後は、これらの取組に加え、入居率が低い原因の詳細な分析を行い、改善策と行動計画を立案し、実施していくことにより、入居率の改善に努めてまいります。 (中小企業支援課)

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI 固定資産管理の状況 12 修繕計画策定の状況について (1) びわ湖ホールについて	(66) びわ湖ホールの修繕目的基金の設置について(意見36) びわ湖ホールの運営を継続した場合、定期的に数十億という多額の修繕費が発生すると予想されるが、その特定の年度の財政負担されることなく修繕を確実に実行できる財源を確保できるように、修繕を目的とする基金を設置する必要がある。	改修の実施時期や、実施規模等を精査するとともに、計画的に改修を進めていくための財源の確保について検討してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI 固定資産管理の状況 12 修繕計画策定の状況について (2) 文化産業交流会館について	(67) 文化産業交流会館のイベントホールの修繕計画について(意見37) イベントホールが平成25年に公布された建築基準法施工令の改訂要綱における「特定天井」に該当し、改修が必要な天井であり、修繕計画を明示する必要がある。	改修の実施時期や、実施規模等を精査するとともに、計画的に改修を進めていくための財源の確保について検討してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 文化振興課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VII その他 4 評議員の出席状況について	(75) (公財)文化振興事業団の評議員の出席状況について(意見40) 出席率0%の評議員がいる。当該評議員に出席を求める努力も必要だが、一方で、評議員の選任方法も検討し、出席可能性の高い評議員を選任することも検討すべきと考える。	全評議員に出席いただけるよう日程調整に努めるとともに、改選時には出席率にも配慮されるよう、(公財)文化振興事業団に求めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方に について 5 県立武道館に について	(11)県立武道館について（指摘3） 県立武道館の稼働率は45%前後と低く、有効活用できていない。稼働率が低い原因を追究し、武道以外の利用団体の拡大、広報、県立体育館等とのコラボレーション、利用料金の見直し等の抜本的な改革を行い、PDCAサイクルを徹底し改善を図らなければならない。	<p>県立武道館における武道以外の利用については、これまでに、かるた、書道、フラダンス、ヨガ、気功体操、英語教室、着付け教室の利用実績がありますが、一層の利用促進を図るため、指定管理者において、ホームページやチラシ、ダイレクトメールによる広報活動に努めるよう指導してまいります。</p> <p>また、県立体育館を競技会等の主会場とした利用において、練習会場や分科会会場、役員・選手の控え室として武道館を利用していただけるよう、ホームページやダイレクトメールにより広報活動を行うよう指導してまいります。</p> <p>利用料金の見直しについては、施設稼働率や収入状況を見ながら、指定管理者において検討されるよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に對する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 9 柳が崎ヨットハーバーについて	<p>(15) 柳が崎ヨットハーバーについて（指摘4）</p> <p>柳が崎ヨットハーバーは、アスリート向けの無動力ヨット専用施設となっており利用者が特定されており、また、個人の利用も少ない。利用者を増加させるための検討が必要であり、一般県民が滋賀の豊かな自然を活かした湖上スポーツに進んで安全に親しむことができるような追加事業等を積極的に推進する必要がある。</p>	<p>より広く県民に湖上スポーツを安全に親しむ機会を提供するため、指定管理者におきまして、平成28年度は、下記6事業（うち新規4事業）を計画しております。</p> <p>県としましては、平成29年度以降につきましても積極的に事業を実施して行くよう、指定管理者と協議してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小学生ヨット教室（継続） ② 親子で楽しむヨット教室（継続） ③ CPR&AED 講習会（新規）：AEDの使用方法と心肺蘇生法(CPR)を利用者の方にも知っていただくことにより、的確・迅速に応急手当ができる、安心して湖上スポーツを楽しめるよう講習会を開催します。 ④ クルーザー体験教室（新規） ⑤ 彦根ヨット体験教室（新規） ⑥ ヨット体験教室（新規）

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 10 県立ライフル射撃場について	(16)県立ライフル射撃場について（指摘5） 県立ライフル射撃場は、建物および屋外階段の鉄骨材等に著しい腐食が見られる。耐震改修がされておらず、施設利用者保護のためのスポーツファシリティーズ保険にも加入されず、さらに法定の義務である避難訓練もされていない状況である。建築基準法の要件は満たしていることであるが、やはり安全性の確保の観点からも、施設の閉鎖（廃止）を視野に入れて、今後のあり方を検討すべきである。	昨年度検討しました県立社会体育施設の今後の方向性において、県立ライフル射撃場につきましては、現行施設による施設維持は困難であり、撤去・移設を行うこととし、利用促進と維持管理コストの低減をめざし、他施設との複合化の可能性を含め、引き続き検討することとしています。 なお、スポーツファシリティーズ保険につきましては、指定管理者である（特非）ライフル協会において、平成28年3月28日に加入手続きを完了しました。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
II 収支の状況について 5 管理上の問題点について (1) 県立ライフル射撃場について	<p>(27) 県立ライフル射撃場の現金管理（指摘7）</p> <p>県立ライフル射撃場の施設利用料は、基本的に当日現金で利用者から徴収するが、射撃場に金庫がないため自宅に持ち帰り保管する。自宅で預かっている現金は数日分まとめて（特非）ライフル協会の通帳に入金する。（特非）ライフル協会の通帳には施設以外の入出金があり、当該施設の出納を区分することは困難である。施設は「現金出納帳」を備えていないので、実際の現金の出納は不明である。以上のことから、県立ライフル射撃場の現金管理は問題があるといえる。</p> <p>また「指定管理者募集要項」には、管理業務にかかる収支がわかるように資金については独立した口座で管理すること、その他の業務と区分して経理すること、などが定められている。この定めにも反した管理がなされている。</p>	<p>現金管理についての指摘を受け、県では、県立ライフル射撃場の指定管理者である（特非）ライフル協会に対し、指定管理施設のための独立した口座を設けるとともに、現金出納帳を備付け、適正な現金管理を行うよう指導し、（特非）ライフル協会において是正されました。</p> <p>県において、専用口座の開設、現金出納帳の備付けを確認するとともに、引き続き適正な現金管理が行われるようモニタリング等を通して指導を行ってまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
II 収支の状況について 5 管理上の問題点について (1) 県立ライフル射撃場について	(28) 県立ライフル射撃場の収支報告（指摘8） 日々の施設の利用人数および利用料は、滋賀県スポーツ健康課に提出される「滋賀県立ライフル射撃場使用者報告書」に記録され、月次で報告される。しかし、この報告書に記載されている「使用金額」は実際に収受した金額ではない場合がある。例えば、(特非) ライフル協会の会員が施設を使用した場合、会員からは協会が年会費を收受しているので、使用料の累計額が年会費に到達するまで使用料を徴収しない。その場合、当該報告書には条例に従った所定の料金を徴収したように金額を記載する。したがって当該報告書の使用料金と実際の収入は異なる。また、当該報告書の数字をもとに年次の収支報告が作成されるので、年次の収支報告も実際と異なることになる。 なお会費の範囲内なら無料とする徴収方法は条例に従った所定の徴収方法にも反している。さらに個々の利用料金が年会費に到達したかどうかの消込も実際はなされていない。	収支報告についての指摘を受け、県立ライフル射撃場の指定管理者である(特非)ライフル協会に対し、施設の利用料は条例に従った所定の方法により徴収するよう指導を行い、(特非)ライフル協会において是正されました。 また、県への報告についても現金出納帳を備付け、施設利用簿との照合のうえ報告するよう併せて指導を行い、是正されました。 県において、現金出納帳の備付けを確認するとともに、引き続き適正な事務処理が行われるようモニタリング等を通して指導を行ってまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
Ⅱ 収支の状況について 5 管理上の問題点について (2) 柳が崎ヨットハーバーについて	(29) 柳が崎ヨットハーバーの料金徴収管理 (指摘9) 柳が崎ヨットハーバーの料金徴収業務において、手書きされている使用料単価がチェックされてしまうと使用料の徴収誤りがあった。内部管理体制に不備があり、過去において徴収誤り等が生じていた可能性がある。再発防止策を検討し改善されたが、引き続き厳正に処理する必要がある。	使用料金徴収の際に使用料単価を誤って手書きしたため、徴収誤りがありました。 指定管理者において、適正な料金徴収業務を行うため、使用申請書には事前に使用料単価を記載しておくよう記入欄の見直しがされ、県において確認を行いました。 また、複数の職員による検算を確実に実施するなど再発防止に努めるよう指導を行いました。 なお、過徴収分の使用料につきましては、指定管理者において返金の手続きを行っております。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
III指定管理の状況について 2 スポーツ施設全般の指定管理の状況について	<p>(32)選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないようにしなければならない (指摘11)</p> <p>指定管理者選定委員のなかに、応募者である(公財)体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。</p> <p>実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の1名に抑えることが考えられる。これについては現に1名となっているところである。</p> <p>ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては1名も入らないという例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。</p>	<p>指定管理者選定委員会については、平成18年度の制度導入以降、各施設の特性や業務内容に応じた専門知識を持つ外部委員に加えて、指定管理施設の安定的な管理運営を確保する観点から、当該施設の状況を熟知する県職員も委員として運営を行ってきました。</p> <p>平成23年度に従来2名以上としていた外部委員の人数を過半数に改めしたことにより、昨年度設置した選定委員会では、すべての委員会において県職員は1名となっています。</p> <p>しかしながら、他府県では、外部委員のみで選定委員会を構成しているところが年々増加しており、現在半数近くの府県でそうした取扱いとされていることから、本県においても、より透明性を高める観点から、選定委員会の委員構成を外部委員のみとする方向で検討します。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
Ⅲ指定管理の状況について 2　スポーツ施設全般の指定管理の状況について	(33) (公財) 体育協会と滋賀県との関係を明確化し、公平な選定が行われていることを県民に示さなければならない（指摘12） 滋賀県が人件費の細かな部分にまで関与している実態、人件費の計上部門の取扱いなど、スポーツ施設の指定管理者の選定においては県民から疑念を抱かれかねない状況にある。このような疑念を払拭するために最大限の改善に取り組まなければならない。	県は、(公財) 体育協会における人件費について適正な給与事務がなされるよう、体育協会の求めに応じて必要な助言を行っているものです。 また、体育協会における人件費の計上部門の取扱いについては、指摘を踏まえて整理してまいります。 なお、スポーツ施設の指定管理者の選定において、県民から疑念を抱かれないよう、より透明性を高める観点から、選定委員会の委員構成を外部委員のみとする方向で検討します。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
V契約事務の状況について 5 県立体育館および県立武道館について	<p>(39) 日本管財㈱が実施した修繕の契約手続について（指摘17）</p> <p>協定に従って、指定管理者のグループ企業である日本管財㈱に修繕の契約事務を委託するとしても、（公財）体育協会としては少なくとも体育協会会計規程で定める契約の規定を遵守して契約事務を行うよう要請すべきであり、また、実施された事務手続の確認も行われなければならない。また、業者からの請求書により実際の請求金額の確認も必要である。</p> <p>このような日本管財㈱において実施された契約事務に関する書類が（公財）体育協会に整理・保管されておらず、また、実施されていた事務手続きが検証されていたのかも不明であるという事実は、指定管理者として管理が十分でなかったと言うべきであり、今後このようなことが起こらないよう留意しなければならない。</p>	<p>当該指定管理施設における修繕については、指定管理者である体育協会と日本管財㈱との間で交わされたグループ契約の協定に従って事務処理が行われたものです。</p> <p>平成26年度以降、修繕の契約事務については、指定管理者におけるグループ契約の協定事項から外し、体育協会が協会の会計規程に基づき適切に契約事務を行っています。</p> <p>県としましては、指定管理者として適切な会計処理が行われるよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
V契約事務の状況について 6 スポーツ会館	<p>(40)備品購入の契約事務について（指摘18）</p> <p>以下のように不適切な事務手続が行われております、再発防止策の検討を要する。</p> <p>①分割発注により、1件100万円未満とした取引がある。</p> <p>②数量が3である購入について、数量1の3取引に分割して、全く同一の見積合せの起案や業者決定の起案が3件行われている。これは、本来は数量3の1取引として処理されなければならず、この場合は、金額1,884,330円であるから、金額160万円未満の財産の買入れとはならず、見積合せによる随意契約では足りず、より公平性、競争性を高める指名競争入札を行う必要があった。</p> <p>③8品目の取引が品目毎にそれぞれ1取引として処理されているが、全て同一日に同一担当者による見積合せの起案が行われており、その見積依頼先もすべて同一の3者である。そして、業者決定の起案も全て3月15日、納期も全て3月24日と同一日である。この8品目の複数品目は1取引として一括調達すべきものであり、合計の取得価格総額は6,606,967円であるから、全体として指名競争入札を行い、より公平性、競争性を高める必要があった。</p>	<p>当該指定管理施設における備品購入については、指定管理者において、機器の特殊性や納期を考慮して、三者からの見積徴取による随意契約の方法により事務処理が行われたものですが、指摘のとおり、公平性、競争性を高めるため指名競争入札により処理すべき案件がありました。</p> <p>県としましては、今後、指定管理者として適正な会計処理が行われるよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
VI固定資産管理の状況 1 公有財産台帳について	(41)公有財産台帳の記載の訂正について (指摘19) スポーツ会館の公有財産台帳の記載の金額について、本来は、620,882,000円であるのも係わらず620,882円と記載されているため、あるべき金額に訂正する必要がある。	公有財産台帳の記載ミスであり、直ちに修正いたしました。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 6 県立武道館について (2) 駐車場の料金設定について	(55)駐車場料金の改定の検討について（指摘25） 施設利用者を優先する駐車場であることを原則としながらも、今後は、駐車場の利用促進のため、1時間単位の料金設定や営業時間外の利用促進のため夜間定額制度を導入することも含めて検討していく必要がある。	1時間単位の料金設定や夜間定額制度の導入を含めた駐車場料金の変更については、指定管理者において、精算機器の対応が可能かどうか調査し、利便性と収益性の観点から検討が行われるよう指導していきます。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 10 柳が崎ヨットハーバーについて (1) 未利用建物の取り壊しについて	(60) 柳が崎ヨットハーバーの老朽化建物の解体・除去について（指摘26） 敷地内にある未利用建物に関しては、著しく老朽化が進み、放置しておくと倒壊の可能性もあることから取り壊す必要がある。	昨年度検討しました県立社会体育施設の今後の方向性において、ヨットハーバーの敷地内にある未利用建物（ボート会館）は老朽化し危険性が高いため撤去が必要であるとされており、撤去に向けて検討を行います。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 10 柳が崎ヨットハーバーについて (2) 駐車場の料金設定について	(61)駐車料金改定の検討について（指摘27） 駐車場の利用促進のため、1日650円の料金設定を、上限を設けた時間制に変更することも含めて、利用料金改定を検討していく必要がある。	上限を設けた時間制の導入を含めた駐車場料金の変更については、指定管理者において、精算機器の対応が可能かどうか調査し、利便性と収益性の観点から検討が行われるよう指導していきます。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 10 柳ヶ崎ヨットハーバーについて (3) 目的外使用許可について	(62) 柳ヶ崎ヨットハーバーの目的外許可違反について（指摘28） 滋賀県セーリング連盟の運営するセーリングショップBBマリンは、目的外許可の事務所・倉庫以外の利用である。運営を続けるのであれば、再度、目的に応じた許可を申請するように滋賀県セーリング連盟に指導する必要がある。	指摘を受け、滋賀県セーリング連盟に対し実際の使用状況に応じた使用許可申請を行うよう指導しました。 また、ショップ運営を開始した平成23年度に遡って使用料を納付するよう、あわせて指導を行いました。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 11 備品 (1) 備品確認の実施	<p>(64) 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について（指摘29）</p> <p>指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。</p> <p>施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現状確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設けることが必要である。</p> <p>特に、今回の監査において確認したスポーツ会館の2点の重要物品については、返納、廃棄を含む適切な対応をとる必要がある。</p>	<p>会計管理局から、平成28年3月31日付け滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付けについて（通知）」において、物品の貸付けにかかる具体的な手続きについて周知され、これに従い適切な管理を行います。</p> <p>スポーツ会館における2点の重要物品（ピアノ・ランニングベルト操作装置）については、改めて今後の使用の可能性を確認のうえ返納、廃棄も含め適切に対応いたします。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 13 避難訓練の実施状況	(68) [県立ライフル射撃場] 消防・避難訓練の実施について（指摘31） 消防法第8条で求められている消防訓練が行われていないため消防・避難訓練を実施する必要がある。	指摘を受け、早急に消防訓練を実施するため管轄の消防署に訓練実施の連絡を行ったところ、当該施設は利用可能人数が少ないため、消防・避難訓練の実施義務はない旨の回答がありました。 しかしながら、県としては、公共の施設であるため自主的な消防訓練を実施するよう求め、指定管理者において所轄消防署に届け出を行うとともに、平成28年4月13日に消火訓練等自主訓練を実施しました。 今後も、定期的に自主訓練を行うよう指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 14 その他（スポーツファシリティーズ保険の加入）	(69) [県立ライフル射撃場] スポーツファシリティーズ保険の未加入について（指摘32） 施設の欠陥や施設の指導者の指導に起因する事故に対応したスポーツファシリティーズ保険に加入していない。公的施設を運営するのであれば、滋賀県もしくは指定管理者が加入する必要がある。	指摘を受け、指定管理者において直ちにスポーツファシリティーズ保険への加入手続きを行い、平成28年3月28日に加入手続きを完了しました。 県としても、継続して保険に加入するよう指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 4 県立体育館について	(10)県立体育館について（意見8） 県立体育館は老朽化が進み、大規模修繕もしくは建替が必要な時期にきている。県立体育館は県民が日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことができるよう、運動・スポーツ活動を充実させるとともに、プロスポーツとの連携を推進し、「みるスポーツ」としての交通の便や人口密度からの効率性、商業的・産業的側面での連携の効果、まちに新たな刺激を与える役割等より今後の対応を検討し、立地の選択は、地域の活力向上に貢献することなどを踏まえて総合的に判断すべきものと考える。	<p>現在の県立体育館につきましては、老朽化が著しく敷地が狭隘なことから、県民のスポーツ・健康づくり、文化活動の拠点として、また国体・全国障害者スポーツ大会等全国規模の大会を開催するにふさわしい体育館として移転整備することとしています。</p> <p>移転整備については、以下のことからびわこ文化公園都市で整備することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none">・人口集積地に位置し、また高速道路の結節点にあり、公共交通の充実により広域からのアクセスが容易。・大学、医療機関、福祉施設など多様な立地施設・資源との連携により、スポーツに限らず、県民の健康づくりの拠点として幅広い機能発揮が期待できる。・十分な広さの用地確保が可能。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
I 施設のあり方について 6 スポーツ会館について	(12) スポーツ会館について（意見9） スポーツ会館は、大津市が運営する「皇子山総合運動公園」の一画にあり、大津市が運営する近隣のスポーツ関連施設と一体的に利用する方が効果的・効率的運営が期待できる。今後、スポーツ会館のアスリート育成機能を県立体育館に集約することが考えられる。	昨年度検討しました県立社会体育施設の今後の方向性において、スポーツ会館につきましては、競技力向上・健康づくりの拠点としての必要性がますます高まるところから、利用の促進と維持管理コストの低減をめざし、他施設との複合化の可能性を含め、引き続き検討することとしています。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
I 施設のあり方について 7 栗東体育館について	(13)栗東体育館について（意見10） 栗東体育館は、国民体育大会に向けて体操選手の育成のために使用していくことであるが、将来に向けて引き続き地元市への移管交渉に取り組まなければならない。	昨年度検討しました県立社会体育施設の今後の方向性において、栗東体育館につきましては、体操競技を中心とした競技拠点としての活用度が高いことから、必要な修繕や機器の更新を行うことで、県立施設として現状施設の維持を行うこととしています。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
I 施設のあり方について 8 琵琶湖漕艇場について	<p>(14) 琵琶湖漕艇場について（意見11）</p> <p>琵琶湖漕艇場は建物が老朽化しているが、現地は、開設以来関西を代表するボート・カヌーの専用コースであり、場所を移した建替等は考えにくい。国民体育大会後もアスリートのみならず一般県民やジュニアがボートやカヌーを楽しめる湖上スポーツ施設としての位置づけを明確にし、また、近隣のリゾートホテルや観光地を活用した地域活性化に資する施設としての大規模修繕等を検討する必要がある。</p> <p>現在の課題としては他のスポーツ施設に比べ人件費比率が高く、この大半を指定管理料で賄っていることである。受益者負担の観点から、施設利用料等の見直しや更なるコスト削減に取り組み、収支状況を改善する必要がある。</p>	<p>昨年度検討しました県立社会体育施設の今後の方向性において、琵琶湖漕艇場につきましては、老朽化が著しいことから、湖上スポーツの拠点として、また国体等全国規模の大会を開催するにふさわしい施設として活用できるよう、大規模な改修を行うこととしています。</p> <p>また、指定管理者に対しコストの削減など収支状況の改善について検討するよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
I 施設のあり方について 10 県立ライフル射撃場について	(17)県立ライフル射撃場について（意見12） 国民体育大会に向けライフル射撃場を整備する場合は、ビームライフル、デジタルピストル等の射撃競技も含めた県立射撃場を人口の少ない小規模な市町に建設することが望まれる。国民体育大会後も当該地域において射撃競技のスポーツイベントやトップアスリート等を地域づくりや地域活性化に積極的に活かすことが期待できる。	昨年度検討しました県立社会体育施設の今後の方向性において、県立ライフル射撃場につきましては、現行施設による施設維持は困難であり、撤去・移設を行うこととし、利用促進と維持管理コストの低減をめざし、他施設との複合化の可能性を含め、引き続き検討することとしています。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記にに対する基本的な考え方等
II 収支の状況について 4 スポーツ施設について (公財) 体育協会の収益と人件費支出について	<p>(26) 指定管理施設の収支報告における人件費支出について（意見20）</p> <p>(公財) 体育協会は県から人に紐づいた補助金を收受しており、また人事交流により指定管理施設と協会本部の間で人事交流を行っているため、以下のような問題が生じている。</p> <p>①該当施設の収支報告は勤務実態を表していない</p> <p>人事交流により施設から本部へ、また本部から施設へ移動した職員にかかる人件費は、収支報告上は、もともと配置されていた場所で計上されている。つまり、施設へ移動した本部職員の人件費は協会本部で、本部へ移動した施設職員の人件費は施設で計上される。当該施設の収支報告における人件費は、勤務場所と一致していない。</p> <p>②各施設に配賦される間接費は実際の従事割合により算定したものではない</p> <p>本部で各施設にかかる業務を行うとされ、その人件費が間接費（施設の収支報告上は管理費の人件費支出）として各施設に配賦される人が補助金対象であった場合、その配賦金額は各人の給与から補助金を差し引いたものを実際の従事割合と見做して計算されている。</p> <p>施設の収支報告にある人件費支出を適正に計上するためには、実際の従事割合を算定して合理的に配賦しなければならない。</p>	<p>① 体育協会においては、知識や経験を共有するため指定管理施設と協会本部事務局との人事交流を行っています。</p> <p>この人事交流により、人件費の収支報告が勤務場所と一致していない状況が生じているため、意見を踏まえて、人件費計上の考え方を整理します。</p> <p>② 指定管理業務の間接費の配分については、(公財) 体育協会において、実態に基づき配賦しているところであります、引き続き合理的な配賦となるよう指導してまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 5 県立体育館について	(53)会議室(1から4)の利用促進について (意見29) 稼働率の低い各会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある。	各会議室の有効活用については、指定管理者において、大規模大会等での貸切り使用に影響がない範囲で、文化サークルの利用などホームページ等での具体的な活用方法の案内を行い利用促進につながるよう努力するとされています。 料金の改定については、条例の範囲内において、利便性と収益性の観点から指定管理者において検討されるよう指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 6 県立武道館について (1) 研修室1、小会議室、師範室について、	(54)小会議室、研修室1、師範室の利用促進について（意見30） 稼働率が低い研修室1、小会議室、師範室の稼働率向上に向けて、広報や、料金改定も含めて検討していく必要がある。師範室に関しては、利用している競技団体からも意見を求め活用を促進する必要がある。	小会議室、研修室の利用を促進するため、指定管理者において、幼児の英語塾やアレンジフラワー、フラダンス等の利用用途などをホームページ上の写真で紹介し、多目的な利用がさらに広がるよう情報提供を行い利用拡大に努めることとされています。 また、師範室については、利用団体の意見・要望を参考に利用の促進について検討することとされています。 料金の改定については、条例の範囲内において、利便性と収益性の観点から指定管理者において検討されるよう指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 7　スポーツ会館について	(56)稼働率の低い施設の利用促進について (意見31) 稼働率が低いA測定室、B測定室については、測定の重要性を、各種競技団体や競技団体の役員が就任している（公財）体育協会の役員に広報することにより、利用促進につなげていく必要がある。 さらに稼働率の低い第2・第3会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある。	測定室の利用を促進するため、指定管理者において利用案内紙を作成し、競技団体や都市体育協会、学校体育連盟を通じて広報していくこととされています。 平成28年4月に開催した（公財）体育協会加盟団体理事長・事務局長会議において、当該測定室の案内チラシを配布し、広報活動を実施されました。 また、会議室の利用についても、指定管理者において、フラワーアレンジメント等の文化活動、クラシックバレエやストレッチ教室の団体等に、ホームページやダイレクトメール等で案内し、利用促進につなげるとされています。 料金の改定については、条例の範囲内において、利便性と収益性の観点から指定管理者において検討されるよう指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 8 栗東体育館について	(57) 会議室の利用促進（意見32） 会議室は、午後の時間帯の稼働率が低いため、午後が利用しやすいことや教室利用も可能なことを広報し、利用促進する必要がある。	会議室の利用を促進するため、指定管理者において、英会話、フラワーインメント等の文化活動、クラシックバレエやストレッチ教室、ヨガや日本舞踊の団体等にホームページやダイレクトメール等で案内し、利用促進につなげるとされています。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 9 琵琶湖漕艇場について (1) 施設利用表の確認欄の記載について	(58) 施設利用表の確認欄の記載（意見33） 施設利用表という、艇の貸与・返却及び売上を管理する表が作成されているが、その中の確認欄に確認者の記載がなされていないため、艇の返却が完了すれば、必ず確認欄に記載する必要がある。	当該施設に備えている施設利用表は、利用者が出艇する時、また帰艇した時に時間を記入し、指定管理者が艇の返却と安全確認を行っていますが、確認欄に確認者のチェック漏れがありました。 今後は、指定管理者において、艇の返却と安全確認後、施設利用表の確認欄に確認したことをしっかりと記載することとされています。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
VI固定資産管理の状況 9 琵琶湖漕艇場について (2) 会議室と宿泊室の稼働率について	(59)会議室・宿泊室の利用促進（意見34） 稼働率の低い各会議室の有効活用のために、利用促進に向けた広報や、稼働率に対応した料金改定も含めて検討していく必要がある。	会議室の利用を促進するため、指定管理者において、詩吟など文化教室・サークルにも利用いただけるよう、ホームページ等で活用方法の案内を行い、利用促進につなげるとされています。 また、宿泊室については、ボート・カヌー団体の合宿により多く利用していただけよう、朝日レガッタなど大規模な大会時の案内紙の配布や、過去の利用者へダイレクトメールにより合宿案内するなど利用促進につなげることとされています。 料金の改定については、条例の範囲内において、利便性と収益性の観点から指定管理者において検討されるよう指導してまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名　スポーツ課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
VI固定資産管理の状況 10 柳が崎ヨットハーバーについて (4) 個人艇庫の利用促進について	(63)個人艇庫の利用促進（意見35） 個人艇庫は、個人のヨット利用者を対象としているため、利用者が特定されているが、現利用者の知人やヨットを販売している事業者に広報するなどして、利用促進につなげていく必要がある。	当該施設の個人艇庫については、利用者が限られるため、指定管理者において、競技団体や艇庫利用者連絡会を通じた案内、紹介をお願いされるとともに、専門ショップなどにパンフレット等を設置していただくことによって効果的に広報し、利用促進につなげるとされています。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 生涯学習課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
施設のあり方	<p>(1) 県立図書館の役割をより明確にすべき（意見6）</p> <p>図書館のあり方の原則としては、県立図書館も市町立図書館と同様の機能を果たすのがよいが、効率化の観点から市町立図書館との役割の違いをより明確にすることを検討すべきと考える。すなわち、(a)市町立図書館が収集できない資料で、かつ、県民にとって重要な資料を収集する役割をより明確にし、また、(b)市町立図書館が利用回数減少などを理由に除籍した図書を県立図書館で保管する役割、を今後も維持することを検討すべきと考える。</p> <p>(2) インターネット予約による資料貸出要求について（意見7）</p> <p>市町立図書館のあり方をも考慮することから長期的な課題とならざるを得ないとはいえ、県民によるインターネット予約を利用した協力貸出を検討すべきと考える。</p>	<p>文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、都道府県立図書館は充実した図書館サービスに必要な資料に加えて、市町立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備に努めることとされており、それに基づいた図書資料の収集・整備を行っているところです。</p> <p>(a)については、県立図書館の役割として、現在も専門書や学術書を重視した収集を行っているところですが、県民から市町立図書館を通じて寄せられる多様な要望に対応できるよう、今後も図書資料の整備に一層努めてまいります。</p> <p>(b)については、平成4年度から実施しており、ご意見のとおり今後も維持してまいります。</p> <p>インターネットから県立図書館に図書の貸出を申し込み、市町立図書館を通じて受け取る制度を検討してはどうかというご意見ですが、現在実施している協力貸出は、県民が最寄りの図書館へ電話やメール等で申し込み、その図書館が県立図書館へ貸出依頼し提供する仕組みとなっており、県民が必要とする図書を最寄りの図書館で借りることのできる仕組みとして利用されています。</p> <p>県民によるインターネット予約を利用した協力貸出については、市町立図書館の合意と、県立・市町立双方のシステムの改修が必要であり、ご意見にあるとおり長期的な課題として、市町立図書館と意見交換を行ってまいります。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況	(3) 収集すべき図書の方針（意見18） 県立図書館は、過年度においては新刊図書の70%を購入することが可能な図書購入予算を保持していたが、予算縮減により、それは到底不可能な状況である。購入すべき図書（新刊図書の70%）を「幅広く」購入できない以上、県立図書館の特性、強みを十分に検討したうえで集中して購入すべき図書を明確にし、厳選して収集する必要がある。これにより、資料収集における市町立図書館との連携が必要となり、縮減した予算の中で県民のより幅広い要求に応えられることになる。	県立図書館では、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等に基づいた「滋賀県立図書館蔵書構成方針」において、各分野にわたって基本的・入門的な図書から専門的・学術的な図書まで、密度の高い蔵書構成を目指しております。 その上で、実際の運用においては、県立図書館の役割を踏まえ、予算状況に応じて、滋賀県関係資料や琵琶湖に関する資料をはじめとする水関係資料等の重点的な収集や、専門書や学術書を重視した収集を行っているところです。 それをより明確にするため、毎年度の図書資料収集の方針を公開するとともに、市町立図書館のリクエストに応じた図書購入など、市町立図書館と連携した図書の収集を今後も行ってまいります。
固定資産管理の状況	(4) 貸出回数0回の図書の把握（意見27） 貸出回数0回の貸出利用されていない本に対して、貸出状況0回の本の状況（傾向・金額）を継続的に把握する仕組みを確立することにより、貸出されない本が増え過ぎないようにしていく必要がある。	従来から図書の選定時には、個々の新刊書について同種の図書の過去の利用実績等も参照し、利用度を予測しながら購入図書の決定を行っており、その際、貸出状況についても必要に応じてデータの抽出を行い選定の参考にしているところです。 今後はご意見のとおり、貸出回数0回の図書の状況についても、定期的にデータの抽出を行い、継続的に把握しながら図書資料の整備を行ってまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
VIIその他 3 システム管理 について (1) パスワード ポリシーについて	(72)システム管理者のパスワードポリシーにつ いて(意見39) 認証サーバ等の重要なシステムの管理者につ いては、「ネットワーク利用者を管理するサー バのセキュリティ対策の徹底について(注意喚起)」 (内閣官房情報セキュリティセンター)と同様の パスワードポリシーとすることを検討すべきと 考える。	パスワードの管理方法などを定めるパスワードポリシーについては、「滋賀県情報 セキュリティ対策基準」において、各システムを所管する所属長が発行の手順、パス ワードの長さや有効期間等を定めることとしている。 しかし、認証サーバについては、正当な管理者による厳正な管理が特に求められ ることから、包括外部監査における意見のとおり、管理者のパスワードについては國の 取組と同様の管理が徹底されるよう、必要な取組を実施することとする。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 財政課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況	(46) 目的外使用における使用料等の未収リスクへの対応について（指摘 23） 施設の目的外利用の契約をする際には、使用料や原状回復費用が未収となるリスクに対応するため、新しく許可する場合（更新を除く）には、営業保証金を徴収する方法を含めて検討していく必要がある。	行政財産の目的外使用許可に伴う使用料については、滋賀県行政財産使用料条例に基づき徴収しています。公の施設の食堂・レストラン等営業行為を前提とした使用許可における使用料の未収リスクについては、前納の徹底により回避できると考えています。 今後新規に許可する場合においては、使用料等の未収リスクが発生しないよう、引き続き業者選定や原状変更の承認を慎重に行うとともに、保証金の徴収の可能性についても検討します。

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 行政経営企画室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
指定管理の状況	<p>(32) 選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないように（指摘11）</p> <p>指定管理者選定委員のなかに、応募者である（公財）体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。</p> <p>実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の1名に抑えることが考えられる。これについては現に1名となっているところである。</p> <p>ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては1名も入らないという例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。</p>	<p>指定管理者選定委員会については、平成18年度の制度導入以降、各施設の特性や業務内容に応じた専門知識を持つ外部委員に加えて、指定管理施設の安定的な管理運営を確保する観点から、当該施設の状況を熟知する県職員も委員として運営を行ってきました。</p> <p>平成23年度には従来2人以上としていた外部委員の人数を過半数に改めしたことにより、平成27年度に設置した選定委員会では、すべての委員会において県職員は1名となっています。</p> <p>しかしながら、他府県では、外部委員のみで選定委員会を構成しているところが年々増加しており、現在半数近くの府県でそうした取扱いとされていることから、本県においても、より透明性を高める観点から、選定委員会の委員構成を外部委員のみとする方向で検討します。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
その他	<p>(70) 指定管理制度で実施する事業の評価について (意見38)</p> <p>滋賀県が行う事業について評価を行う場合には、指定管理者が管理する施設についても事業全体としてのコストを把握し、事業の実態を適切に評価することが望まれる。</p>	<p>指定管理者の募集における指定管理料の参考額の積算に当たっては、これまでから過年度の収入および支出の状況を把握したうえで、コスト面での精査・検討を行っています。また、毎年度、県が実施するモニタリングの中で、指定管理者が行う事業の実施状況や管理運営の実態について確認し、必要な改善を図ることにより、県民サービス向上にも努めてきたところです。</p> <p>今後とも、指定管理者制度の目的である県民サービス向上および経費縮減の効果が一層発揮されるよう、モニタリングの充実を図り、事業の実施状況のより適切な把握・評価に努めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 会計管理局管理課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況	<p>(7) 証憑の保管について（意見）</p> <p>期末の購入取引について、それが期末日までに納品されているという外部証憑が破棄されているため確証を得ることができなかつた。期末日近い取引は「期間帰属」が重要になるので、それを証明するためにも、取引先から発行された証憑を証拠資料として保管することを全庁的に検討する必要がある。</p> <p>なお、平成28年1月26日付で「年度末における物品の調達について（通知）」が会計管理局管理課長名で通知され、上記問題点は改善された。</p>	<p>今回の意見を受け、平成28年1月26日付け滋会計第37号「年度末における物品の調達について（通知）」において、年度末近くに納品のあった物品については納品書等を保管するよう、各所属に周知したところです。</p> <p>今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底していきます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
固定資産管理の状況	<p>(7) 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について（指摘）</p> <p>指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。</p> <p>施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現状確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設けることが必要である。</p>	<p>貸付物品の管理に関する現状確認について事務手続きを定めることが必要であるという指摘については、貸付物品の現状や滋賀県備品表示票の有無を年度当初の継続貸付の決議時に確認すること等、具体的な手続きを定め、平成28年3月31日付け滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付けについて（通知）」により各所属に周知し、適正な管理を求めたところです。</p> <p>今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底していきます。</p>